

区等を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区ほか

3 訴訟の経過

令和 8 年（2026 年）7 月 6 日 さいたま地方裁判所に訴えの提起

8 月 2 0 日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が被告会社との間で注文住宅（以下「本件建物」という。）に関する工事請負契約を交わし、本件建物が完成して引渡しを受けたが、その際の建築工事において被告会社と被告中野区との狭あい道路拡幅整備協議が未完了のまま本件建物が完成した状態であり、被告会社からその旨の説明はなかったため、原告の転居による本件建物の売却において本来想定している金額で販売できずに損害を被ったなどと主張し、被告らに対し、連帯して 6 4 4 万 5, 9 4 3 円の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨

(1) 被告らは、原告に対し、不真正連帯債務として連帯して金 6 4 4 万 5, 9 4 3 円と、これに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。